



令和7年3月7日 上板中学校卒業式

令和7年度当初予算	4	各種講座・教室予定	23~26
補助事業一覧	7~22	保健師からのお知らせ	30~31



## 第41回上板町内スポーツ少年団 少年野球大会

町内スポーツ少年団野球大会が、令和7年3月9日(日)に高志小学校グラウンドにおいて開催されました。選手たちは、元気あふれるプレーでチームメイトや保護者の声援に応えていました。



大会結果は以下のとおりです。

優勝

高志スポーツ少年団

準優勝

松島スポーツ少年団



● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

## 上板中学校 卒業式

令和7年3月7日、卒業生たちの門出を祝う卒業式が執り行われました。88名の卒業生は希望と感謝を胸に、新たな一歩を踏み出します。



## 全国農業共済組合連合会より 農業経営収入保険補助金に 対する感謝状が贈呈されました。

上板町では、農業振興の一環として、農業者の収入減少を幅広く補償する農業経営収入保険の加入者に対して、令和6年度から保険料の一部を補助しています。

この支援に対して、全国農業共済組合連合会から感謝状が贈呈されました。



● お問い合わせ ● 産業課 ☎088-694-6806

## 四国地区スポーツ推進委員協議会 表彰状贈呈

令和7年1月18日～19日にあわぎんホールで開催された第55回四国地区スポーツ推進委員研修会にて上板町スポーツ推進委員 多富 義和氏が10年勤続スポーツ推進委員表彰を受賞しました。多富氏は平成23年4月1日にスポーツ推進委員(旧:体育指導員)に委嘱され、10年以上に渡り上板町のスポーツ発展にご尽力されました。今後ますますのご活躍とご健勝をお祈りしております。



● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

# 第24回 町内スポーツ少年団陸上大会



第24回上板町内スポーツ少年団陸上大会を上板ライオンズクラブにご後援いただき、令和7年2月24日(月)に上板町老人福祉センター周辺周回コース(1.6Km)において駅伝の部、マラソンの部に分けて開催しました。

非常に寒い中での開催でしたが、大会出場選手総勢74名は各チームの指導者や保護者、チームメイトからの声援を受けながら最後まで精一杯走り切りました。

## 大会結果 (敬称略)

### 駅伝男子の部

優勝：松島スポーツ少年団A (タイム 37分54秒)

準優勝：高志スポーツ少年団A (タイム 38分04秒)

第3位：松島スポーツ少年団B (タイム 41分11秒)

### 駅伝女子の部

優勝：高志フレンズ (タイム 42分43秒)

準優勝：上板サッカースポーツ少年団  
(タイム 48分31秒)

### 駅伝男子の部 区間賞

1区：坂東 佑真 (松島スポーツ少年団A)

2区：福島 徠星 (松島スポーツ少年団A)

3区：藤本 航輝 (高志スポーツ少年団A)

4区：松田 万輝 (高志スポーツ少年団A)

5区：綿谷 楓太 (高志スポーツ少年団A)

6区：本浄 瑠良 (松島スポーツ少年団A)

### 駅伝女子の部 区間賞

1区：白石 小雪 (高志フレンズ)

2区：大野衣央那 (上板サッカースポーツ少年団)

3区：岡田ひまわり (高志フレンズ)

4区：岡田りのん (高志フレンズ)

5区：割石 菜々 (高志フレンズ)

6区：斎藤 夢絆 (上板サッカースポーツ少年団)



### マラソンの部 第1位

幼稚園：寒川 湊太 (高志スポーツ少年団)

1年生：大野 航青 (上板サッカースポーツ少年団)

2年生：安喜 葵生 (上板サッカースポーツ少年団)

3年生：清原 匠真 (上板サッカースポーツ少年団)

4年生：中木 勇貴 (上板サッカースポーツ少年団)

5年生：溝渕 陸 (上板サッカースポーツ少年団)

6年生：犬伏 花音 (上板柔友会)

### 最優秀賞

男子 本浄 瑠良 (松島スポーツ少年団A)

女子 岡田りのん (高志フレンズ)

● お問い合わせ ● 上板町教育委員会

☎088-694-6814

# 令和6年度 町内卓球大会

令和6年度町内卓球大会が、令和7年3月2日(日)に上板町農村環境改善センター多目的ホールにて開催されました。約30名が参加し、一般の部・団体の部と熱戦を繰り広げました。大会の結果は以下のとおりです。(敬称略)



### 団体の部

優勝：上板卓球クラブ

準優勝：上板中学校A

第3位：上板中学校C



### 一般男子の部

優勝：平尾 桐真

準優勝：鳥羽 秀明

第3位：櫻井 陽生



### 一般女子の部

優勝：齋藤 和恵

準優勝：三木 蘭

第3位：谷口 明子

● お問い合わせ ● 上板町教育委員会

☎088-694-6814

# 令和7年度 当初予算の概要

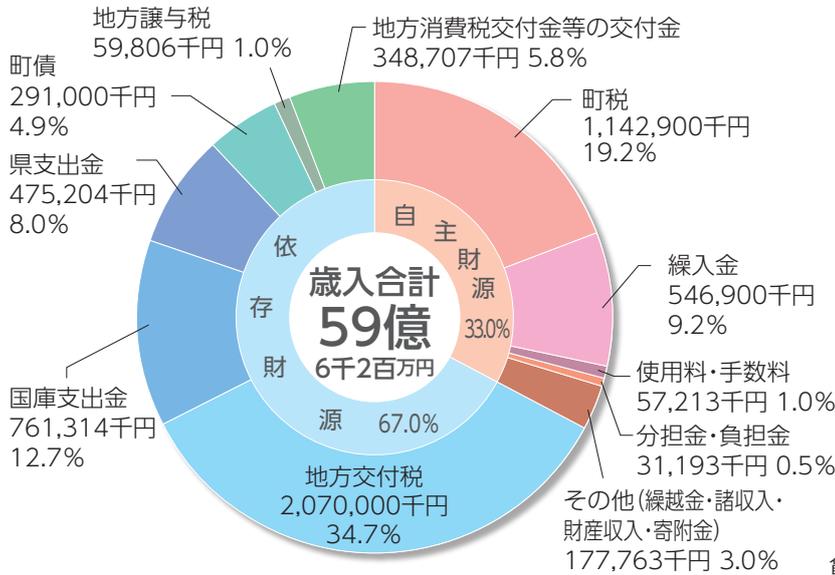
上板町議会3月定例会において令和7年度の一般会計当初予算及び住宅新築資金等貸付事業特別会計など6特別会計の当初予算が議決されました。

一般会計の歳入歳出予算総額は前年度当初予算に比べ10.7% (577,000千円) 増の59億6千2百万円となっております。

歳入面では、町税、地方交付税等の「一般財源総額」は2.7%の増であります。繰入金、財政調整基金取り崩し等により3.7%の増となり、次年度以降の大型事業に備え、今後における基金の管理については、計画的な運用が不可欠です。

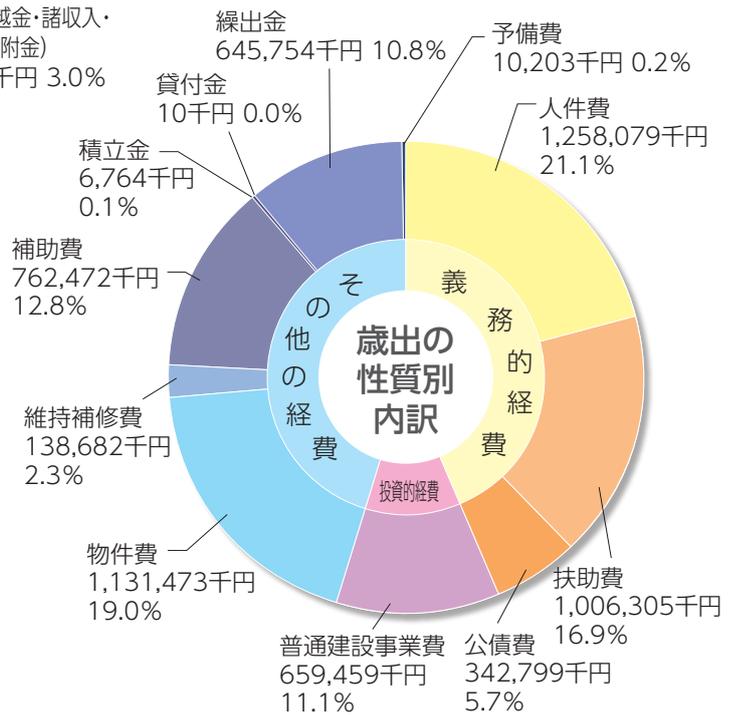
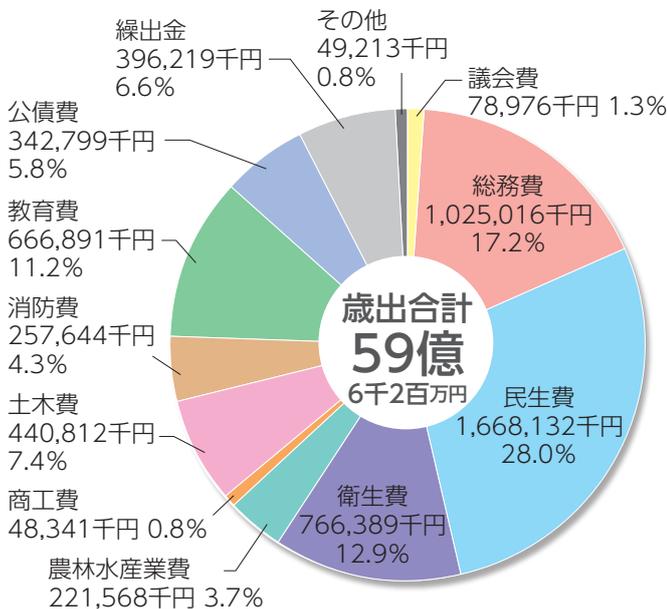
主な施策としては、『子育て支援・若者の定住促進』支援として、これまで取り組んでまいりました、高等学校卒業までの医療費の助成や、出生児におむつ等育児用品や木製お食い初めセット等を贈り、さらに、出産祝金を増額し、少子化対策の強化に取り組めます。『高齢者福祉・社会福祉サービスの充実』対策として、带状疱疹予防接種の費用助成を引き続き行い発症を抑制し、重症化や後遺症の予防につなげ、新たに高齢者補聴器購入費助成金を新設します。『地域資源の活性化と魅力発信』対策として、引き続き伝統産業である藍や和三盆糖を支援するため藍生産力向上事業補助金やサトウキビ生産力向上事業補助金を実施し、新たに果樹害虫防除対策事業補助金を新設します。『災害への万全な備えで安全安心な町づくり』対策として、防災上必要な農業用ため池の廃止に向けて、ため池廃止測量設計を実施します。『財政健全化、町民に開かれた町政』として、緊急度や優先度を踏まえた『取捨選択』を行います。また、ふるさと納税が、新たな財源となるよう魅力向上を図り、自主財源の確保、事務事業の見直しを行い創意工夫のもと、施策の選択と集中による財政の健全化に取り組めます。

厳しい状況が続きますが、今まで以上に小さなことほど丁寧に、当たり前のことほど真剣に、常にチャレンジ精神をもって取り組み結果を残せるよう努力するとともに、国県の政策・動向等に注視し、住民のニーズにも柔軟に対応していくことが今後の町政運営には必要不可欠ですので、町民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



一般会計予算	59億6,200万円
特別会計予算	37億7,596万円
計	97億3,796万円

特別会計	国民健康保険事業	14億9,500万円
	後期高齢者医療事業	2億 253万円
	介護保険事業	14億 700万円
	住宅新築資金等貸付事業	2,954万円
	農業集落排水事業	7,319万円
	水道事業	5億6,870万円



# 徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

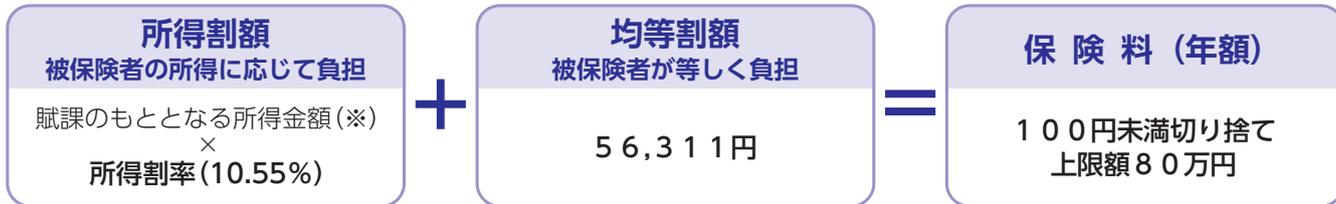
被保険者の皆様に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

被保険者の皆様には、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 【保険料額の計算について】

保険料の額は、所得割額と均等割額の合計となっており、所得の低い方および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方については、軽減制度があります。

令和7年度における保険料の計算方法および軽減制度の詳細は以下のとおりです。



※前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

## 保険料の軽減（令和7年度）

### 均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	軽減割合
43万円 + [10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] 以下	7割
43万円 + [30万5,000円 × 世帯の被保険者数] + [10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] 以下	5割
43万円 + [56万円 × 世帯の被保険者数] + [10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] 以下	2割

- ・軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中で徳島県で被保険者の資格取得した方は資格取得日）時点の世帯状況により行います。
- ・軽減判定において世帯の総所得金額等の合計額を計算する際、65歳以上(※)の方については、年金所得から15万円を控除します。
- ・表中の~~~~~部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。
- ・「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方のことです。

- ①給与収入額（専従者給与を含まず）が55万円を超える方
- ②65歳未満(※)で、公的年金収入額が60万円を超える方
- ③65歳以上(※)で、公的年金収入額が125万円を超える方

※令和7年度は、昭和35年1月1日以前に生まれた方が65歳以上となります。

### 被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。

ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	軽減割合 5割
---	------------

### 保険料の納め方

年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。

納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先はお住まいの市町村です。

#### ●特別徴収（年金からの天引き）

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。

#### ●普通徴収（納付書または口座振替による納付）

特別徴収の対象とならない方については、納付書または口座振替による納付となります。

※新たに被保険者となった方や、市町村をまたいで転出・転入した方については、一定期間普通徴収となります。

#### 【特別徴収】の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

- お問い合わせ ● 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666  
〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県後期高齢者医療広域連合 🔍  
または健康推進課 ☎088-694-6810

## 令和7年度国民健康保険税について

令和7年度の国民健康保険税は、次の表のとおりとなります。(税率は令和6年度から変更はありません。) 国保加入者の皆さまには、健全な国保運営維持のためご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和7年度の国民健康保険税率		医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割率	課税対象額※	9.5%	2.8%	2.0%
均等割額	加入者一人あたり	25,000円	8,000円	7,000円
平等割額	一世帯あたり	20,000円	7,000円	6,000円
課税限度額		660,000円	260,000円	170,000円

### ※課税対象額

加入者の前年中の総所得金額及び山林所得金額、譲渡所得金額などの合計から43万円を控除した額

## 税制改正に伴い、課税限度額及び保険税軽減範囲が変わります。

課税限度額	令和6年度	令和7年度
医療給付費	65万円	66万円
後期高齢者支援金	24万円	26万円
介護納付金	17万円	17万円
合計	106万円	109万円

■所得がない場合でも、均等割と平等割は課税されます。ただし、所得が一定の基準以下の世帯については、均等割と平等割が軽減されます。(申請は不要ですが所得申告が必要です。)<令和7年度軽減所得判定>

7割軽減=43万円+10万円×(給与所得者数-1)以下の世帯  
5割軽減=43万円+30万5千円×被保険者数+

10万円×(給与所得者数-1)以下の世帯

2割軽減=43万円+56万円×被保険者数+

10万円×(給与所得者数-1)以下の世帯

### ● お問い合わせ ●

税務課 ☎088-694-6807

## 国民年金保険料学生納付特例制度

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

### ■対象者

学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下の学生(※1)

(※1) 学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方で夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象です。

### ■添付書類

基礎年金番号通知書または年金手帳(氏名記載ページ)のコピー

学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)のコピー

または在学期間がわかる在学証明書(原本)  
詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください

### ● お問い合わせ ●

徳島北年金事務所 ☎088-655-0200  
住民人権課 ☎088-694-6809

## 児童手当(4月期)の支給について

児童手当4月期(令和7年2月、令和7年3月分)の支給日は、令和7年4月11日です。

※振込通知書の送付はありません。支給日以降に、通帳の記帳によりご確認ください。

### ● お問い合わせ ●

民生児童課 ☎088-694-6811

## 和三盆糖・黒糖食べ比べ!

給食センターでは、上板町の食材や旬の食材を取り入れるなど、毎日いろいろな工夫しながら給食を提供しています。1月24日~30日は全国学校給食週間で、たくさんの地場産物や郷土料理など取り入れました。

そのひとつとして、上板町で製造されている和三盆糖を使用したあげパンを出しました。ほんのりと上品な甘さで、子どもたちにも大人気のあげパンです。そして、別の日には西表島の黒糖を提供しました。同じようにさとうきびから作られる砂糖でも、地域によって違うことが伝わればと思っています。

自分たちの地域の良さ、他の地域との違いも食をとおして届けていきたいと思っています。



黒糖



和三盆揚げパン

● お問い合わせ ● 給食センター ☎088-694-2279

# 上板町の応援事業・制度をご紹介します！

上板町では、様々な補助事業・制度等で、皆様の暮らし・生活をサポートしています。  
今回は実施している、一部の事業・制度等の支援内容をご紹介します。



※上板町で行っている一部の補助事業・制度等のみ掲載しています。  
町で行っている全ての補助事業・制度等ではありません。  
掲載されていないものについては、担当課にお問い合わせください。

## 交付する補助金は所得として課税の対象となる場合があります

詳しくは各ページをご覧ください

### 事業者支援

- ・上板町単独農地集積促進事業 …… P8
- ・上板町スマート農業推進事業 …… P8
- ・病害補助金 …… P8
- ・農業経営収入保険加入  
推進事業補助金 …… P9
- ・有害鳥獣被害防止対策  
設備購入補助金 …… P9
- ・上板町藍生産力向上事業 …… P9
- ・上板町サトウキビ生産力向上事業 …… P9

### 環境への備え

- ・コンポスト補助金 …… P10
- ・合併浄化槽設置補助 …… P10
- ・思いやり収集 …… P11
- ・大型ごみの「ふれあい回収」 …… P11

### 空き家

- ・空き家バンク …… P12
- ・除却 …… P13
- ・改修 …… P13

### 災害への備え

- ・住宅改修に対する補助 …… P14
- ・耐震診断・減災化相談 …… P14
- ・危険ブロック塀等対策 …… P15
- ・感震ブレーカー …… P15
- ・災害時協力井戸 …… P15
- ・防災士資格取得補助 …… P15
- ・自主防災組織活動助成事業 …… P16
- ・地震発生！そのときどうする？ …… P17

### くらし応援

- ・徳島バス定期券購入費補助制度 …… P16
- ・地域子育て支援センター …… P18
- ・町税及び保険料の納付期限 …… P18
- ・上板町出産祝い育児用品等  
支援事業 …… P19
- ・新生児に「お食い初めセット」を  
プレゼント …… P19

### くらし・住宅

- ・結婚新生活支援事業 …… P20
- ・あなたと出会いたい人がいる …… P20
- ・移住就業等支援金 …… P20
- ・住宅リフォーム補助事業 …… P21
- ・住宅取得応援助成金 …… P21
- ・自転車乗車用ヘルメット購入費  
補助制度 …… P21
- ・上板町敬老祝金支給事業 …… P22
- ・高齢者外出支援バス・タクシー  
料金助成事業 …… P22

### 講座

- ・各種講座案内 …… P23

7ページから28ページまでは抜き取って保存ができます。



# 上板町単独農地集積促進事業

農地の有効利用及び優良農地確保のため、地域の中心となる農業者（認定農業者・認定新規就農者）への農地の集積を支援します。

## 農地集積促進事業

### ●事業の内容

町内に住所を有する個人、又は町内に本店住所を有する農地適格法人であり、且つ認定農業者又は認定新規就農者等が、町内の農地を売買により取得した場合に「取得した者」に対して交付します。

### ●補助金額

農地を取得した農業者に対して  
50,000円/10aを交付

## 耕作放棄地再生事業

### ●事業の内容

耕作放棄地を3年以上新規に賃借し、農地の再生利用に取り組む場合に「借受者」に対して交付します。

### ●補助金額

3年以上借受し再生利用した農業者に対して  
50,000円/10aを交付  
※対象農地は、町が毎年行う荒廃農地発生・解消状況調査等において、耕作放棄地と判断された農地。

● お問い合わせ ● 産業課 ☎088-694-6806

# 上板町スマート農業推進事業

上板町の認定農業者等を対象に、スマート農業機械等の購入を補助します。（審査あり）

補助率 1 経営体当たり 購入額の10分の3以内、上限100万円  
※複数の設備等を取得しても交付は1回限りとします。

## 1. 事業の内容

対象となる設備の例	内容
農林水産省スマート農業技術カタログに掲載されている機械の導入	農林水産省の「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機械は、原則として「スマート農業導入補助」の対象となります。 ※畜産に関係する設備等も含む
ガイダンス・自動操舵補助システム	作付け品目によっては非常に精密な圃場作業が必要となる場合があり、圃場内での経路誘導や自動運転により効率と精度の向上を目的とする設備
経営管理システム（営農・生産管理）	ICTを活用した営農アシストシステム ・圃場、品目ごとの栽培計画、作業記録、収量、出荷などの情報管理
自走草刈機	リモコン式自走草刈機
ドローン	病害虫防除、施肥用

※対象になる機械等のイメージが掴みにくい場合は、農林水産省のスマート農業技術カタログを参考にしてください。  
※リース料、通信料、メンテナンス費、保険料等は補助対象外となります。

## 2. 補助の対象者

上板町内に住所または本社を有する認定農業者（個人・法人）、認定新規就農者（個人・法人）、農業経営基盤の強化に関する基本構想の水準に経営規模が到達していると認められた者  
経営主が60歳以上の場合は、農業に専従する後継者が確保（予定を除く）されているものとする。

## 3. 募集・申請期間

令和7年4月1日～令和7年10月25日  
町の補助金には限りがあるため、事前にお問い合わせください。  
申請に必要な書類は窓口にて説明、お渡しをします。

● お問い合わせ ●  
産業課 ☎088-694-6806

# 果樹害虫防除対策事業が始まります！

病害虫による重大な果樹被害の未然防止及び被害拡大を防ぐため、主に、桃に対するクビアカツヤカミキリの防除や、柿に対するカメムシの防除に取り組む果樹生産者に対してその経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付します。

## ■補助対象者

- ①町内に住所をおく被害樹木の所有者及び町長が申請を認める方
- ②被害樹木の伐採や抜根後の処置、運搬を適切に行う方
- ③農薬取締法を遵守し、薬剤を適切に管理、使用できる方。

## ■補助金の種類

被害農家1戸に対して5万円を上限に予算の範囲内で補助します。

同一年度5万円に達するまで複数回申請が可能です。

## ■補助金交付申請

当該年度補助金交付申請書兼請求書（様式1）  
防除対策に要する品目を購入した際の領収書を添付してください。  
※様式は、産業課に備え付けています。

● お問い合わせ ●  
産業課 ☎088-694-6806

## 農業経営収入保険加入推進事業補助金

農業経営収入保険への加入者に対し、  
保険料の一部を補助

農業者の経営努力では避けられない様々な収入減少リスクに備えるため、農業共済組合が行う農業経営収入保険への加入を促進することを目的とし、加入者に対して保険料の一部を補助します。



### ■補助対象者

- ①上板町に住所を有する個人
- ②上板町に本社を有する法人
- ※上記①、②いずれも、農業経営収入保険に新規加入及び継続している場合が対象です。

### ■補助金額

- 1 加入者 15万円 (上限)※
- ※保険料 (掛け捨て分) の10分の3以内
- ※付加保険料は対象外です。
- 注) 営農計画に変更が生じるなど、保険料に不確定要素がある場合は、保険期間終了後での補助金交付申請をお願いします。

● お問い合わせ ●

産業課 ☎088-694-6806

## 有害鳥獣被害防止対策設備 購入補助金について

有害鳥獣による農業被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策設備を購入者に対して、その経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付します。

### 【補助金の交付対象者】

上板町在住者で、有害鳥獣被害を受けるおそれのある農地を所有又は農業を営んでいる方。(町税等の滞納がない方)

### 【補助対象経費及び補助金額】

有害鳥獣侵入防護柵等資材購入費用です。

※附属品のみは、補助対象外です。

補助金額：資材購入費用の2分の1

(個人限度額200,000円・団体限度額500,000円)

※限度額内であれば、年度内複数回申請可能。

### 【補助金申請】

- 有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金交付申請書兼請求書
- 資材購入費用の領収書 (写し)
- 位置図及び完成写真 など
- ※様式は、産業課に備え付けています。

● お問い合わせ ●

産業課 ☎088-694-6806

## 上板町藍生産力向上事業

上板町の特産物である藍の栽培面積の維持・増加及び新規に藍栽培を開始する農業者に対し支援を行い、藍生産力の維持・強化を図ります。

### 1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、既存の藍作付面積の維持或いは増加に寄与し、原則として町内のすくも生産農家に藍葉として出荷した者、又は自家使用のために栽培している者。

### 2. 補助金の種類

令和7年産の藍の作付けに対して  
15,000円/10アール

### 3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする者は、すくも栽培農地の場所等 (栽培農地一覧) の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③藍葉を出荷・販売、又は自家利用した後は、生産農家への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。

● お問い合わせ ●

産業課 ☎088-694-6806

## 上板町サトウキビ生産力 向上事業

上板町の特産物であるサトウキビ栽培する農業者に対し支援を行い、サトウキビの生産力の維持・強化を図ります。

### 1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、上板町のほ場でサトウキビを栽培し出荷、又は自家利用している者。

### 2. 補助金の種類

令和7年産のサトウキビの作付けに対して  
15,000円/10アール

### 3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする者は、サトウキビ栽培農地の場所等 (栽培農地一覧) の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③サトウキビを出荷・販売、又は自家利用した後は、販売先への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。

● お問い合わせ ●

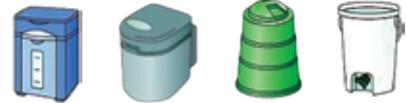
産業課 ☎088-694-6806

# 環境への備え

## 生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組みませんか

町では、生ごみの減量化及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入に補助金制度を設けておりますのでご活用ください。

詳細は、町HPをご覧ください。環境保全課へお問い合わせください。



### (補助金額)

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

①電気式生ごみ処理機器 (例：乾燥式・バイオ式)

②生ごみ処理容器 (例：コンポスト・EM菌等使用容器)

購入価格の3分の2以内の額で、上限30,000円

購入価格の全額で、上限5,000円

※上記において補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

※補助金の交付対象は1世帯につき、電気式生ごみ処理機器(1基まで)又は生ごみ処理容器(2基まで)のどちらかとなります。ただし、電気式生ごみ処理機器は補助金の交付を受けたときから6年、生ごみ処理容器は2年を経過したときは、この限りではない。

※先着順に受け付け、補助数に達し次第、締め切りとなります。

● 手続き方法などお問い合わせ先 ● 環境保全課 ☎088-694-6813

## 合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

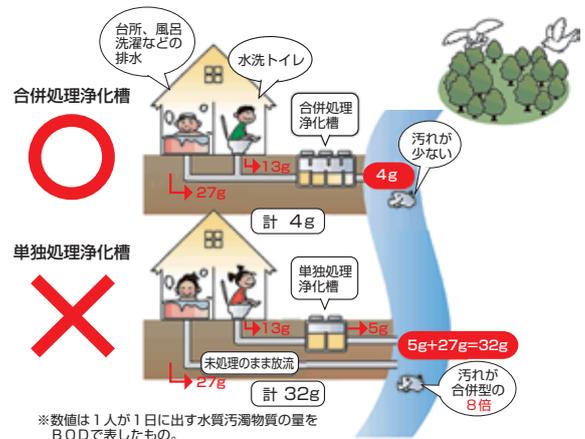
### 合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短時間で設置でき処理能力も有しているため、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。



### ●合併処理浄化槽設置補助

人槽	新設(補助限度額)	転換(補助限度額)
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

### ●撤去費補助

区分	補助限度額
単独槽撤去	120,000円
汲取り槽撤去	120,000円

### ◎受付期間：令和7年4月1日～令和7年11月28日

なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。

また、受付期間終了時に補助予定基数に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。

※補助金は所得として課税の対象となることがあります。

詳細については、環境保全課(☎088-694-6813)までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 環境保全課 ☎088-694-6813

# 思 い や り 収 集



## 高齢者の方や障がいをお持ちの方でごみ出しが困難な方へ

思いやり収集は、高齢者等ごみ出し支援事業として、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集にお伺いし、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。

### 1. ご利用できる世帯

町内に親族が不在である。又は近隣在住者等の協力を得ることができない等、自力でごみ等を排出することが困難である方。

**担当者が聞き取りをさせていただきます。**

注：対象要件を満たしていても、自分（家族）で買い物に行っているなど、ごみ出しができると判断される場合には、利用対象外となります。

### 2. ごみの収集について

- (1) 収集するごみは、①可燃ごみ、②圧縮ごみ、③破砕ごみ、④資源ごみ になります。
- (2) ごみ収集場所は、原則として利用者宅の玄関先や門扉先とします。
- (3) ごみ収集日時は、後日連絡致します。

### 3. お申込み等

- (1) 申請書（環境保全課 窓口にあります。）に必要な事項を記載し、環境保全課へ提出して下さい。  
※申請書の提出は、代理申請でも受付します。

● お問い合わせ ● 環境保全課 ☎088-694-6813

## 大型ごみの「ふれあい回収」

上板町では、環境保全・地域福祉施策として**大型ごみの「ふれあい回収」**を実施しています。

### ■「ふれあい回収」とは

現在、高齢化社会への移行と住宅事情の変化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障害者で、大型ごみを決められた場所まで持ち出すことが困難な方々が増えてきています。

上板町では、大型ごみの回収は原則として「リサイクルセンター」で決められた日時に行っていますが、自らが上記場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収しに行くサービスを実施します。

### ■対象品目

下記の6品目を除く家庭で不要となった大型ごみ  
テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・パソコン

※個別の品目については、家庭ごみ分別マニュアルを参照してください。

### ■対象世帯

次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である者

- ①70歳以上のみの世帯
- ②心身に障害のある方が同居している世帯  
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・5が対象となります。)

### ■申し込み方法

- ①申込書に必要な事項を記入し、環境保全課に提出する。
- ②環境保全課窓口で直接申し込む。
- ③環境保全課に電話で申し込む。  
※申込書は、環境保全課窓口へ備え付けてあります。



### ■引取日時

日程調整を行い決定します。

### ■注意事項

- ①大型ごみ1品について、大型ごみシールが1枚必要です。販売店で事前にお買い求めください。
- ②引き取り時は、必ず在宅してしてください。留守の場合は引き取りできません。
- ③大型ごみは、申込世帯の方で玄関先まで出しておいてください。都合により搬出できない場合は、職員が持ち出す時に立ち会ってください。
- ④引き取りするごみは大型ごみだけとさせていただきます。(家庭ごみ、資源ごみの回収はいたしません。)
- ⑤荒天時は、引き取りの日時を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ⑥対象世帯が、年度内に申込みできる回数は1回までとし、1回の申込みで引取りできる大型ごみの数は20品までとさせていただきます。

※その他不明な点につきましては、

環境保全課 ☎088-694-6813 FAX088-694-5903 お問い合わせください。

# 空き家

## 上板町 空き家バンクを活用してみませんか

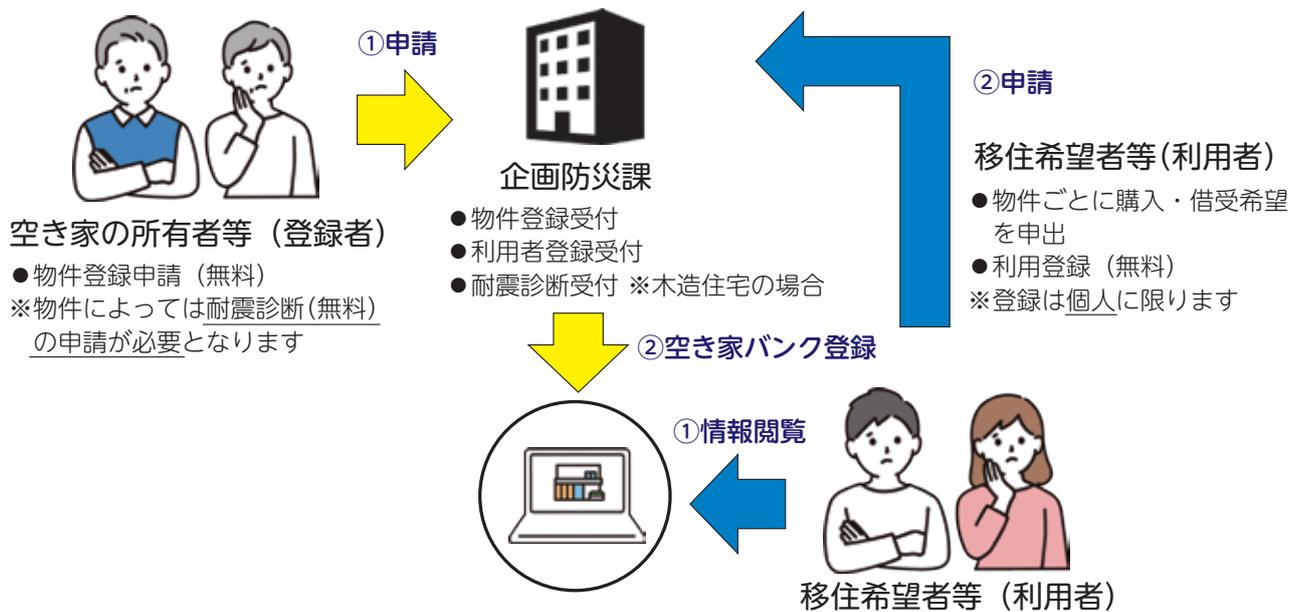
### ? 空き家バンクってなに？

空き家の所有者が物件情報を登録し、HP等を通して物件の情報を紹介するものです



### ? どのように利用するの？

企画防災課に空き家の所有者は登録申請をいただければ、物件の登録ができます。物件情報の閲覧は誰でもできますが、買いたい（借りたい）方は、利用者登録を企画防災課に提出していただきます。



### ? 売買・賃貸契約はどうするの？

取引に関する詳細な条件等の交渉及び手続きは、物件所有者と利用者の当事者間で行っていただきます。

上板町は物件等の情報提供は行いますが、あっせん・交渉・契約等はいりません。



# 空き家



## 除却 上限 80万円 (4/5補助)

災害等により倒壊する恐れのある危険な空き家の除却を行う費用の一部を補助

### ●対象となる空き家

- ・倒壊すれば道路等の閉塞や、隣接する住宅等に避難・救助活動に支障をきたすもののうち空き家判定業務により、危険な空き家に該当したもの

### ●対象となる費用

- ・空き家の解体、処分にかかる経費
- ※家財道具、機械、車両等の処分に係る費用は対象外

### ●対象となる者

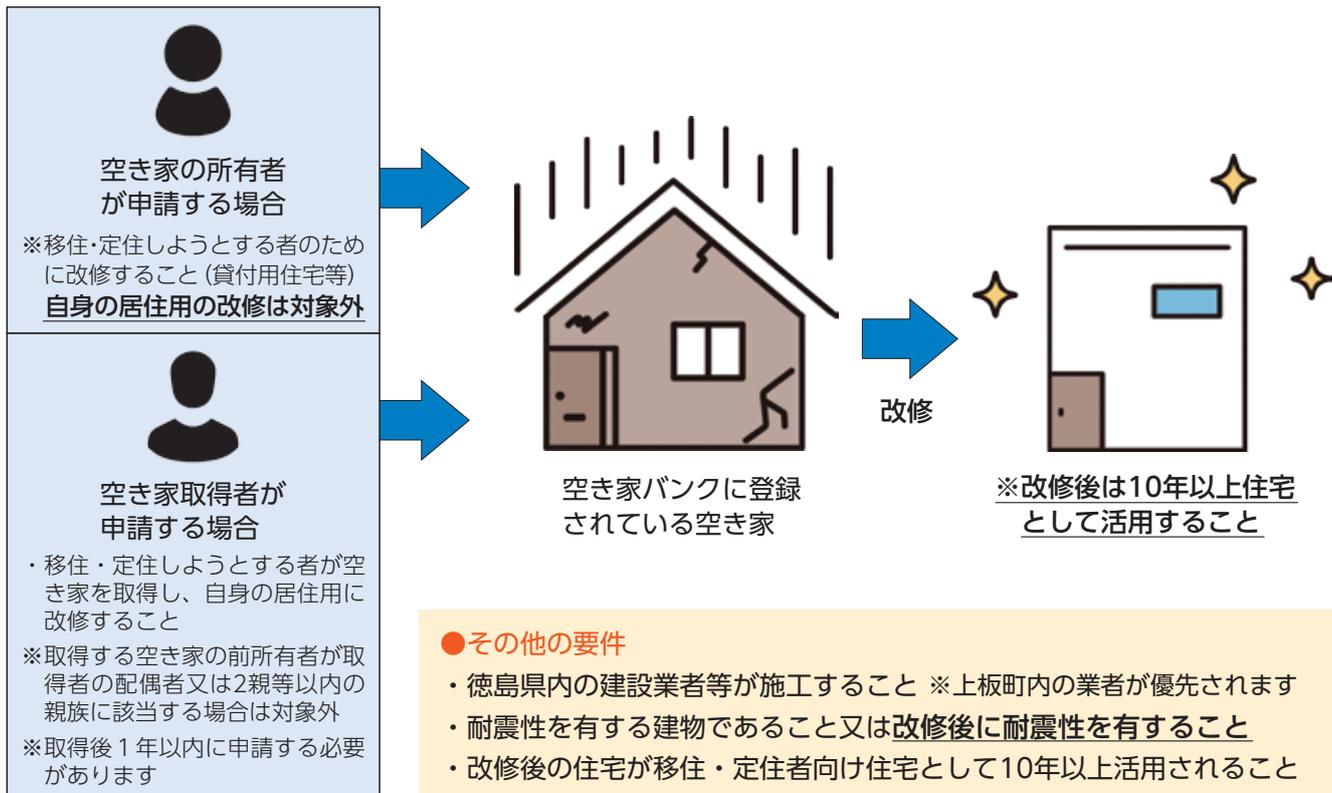
- ・空き家住宅の所有者又はその管理者
- ※建物又は土地等に共有者がいる場合や建物に所有者以外の特権者がいる場合は権利者全員の同意が必要です。

**!** 建物を除却することにより、住宅用地特例が適用されず、翌年度から税額が増額になる場合があります



## 改修 上限 320万円 (2/3補助) さらに耐震化改修と併用で 上限 530万円

上板町空き家バンクに登録した物件を移住・定住者向け住宅として改修する場合の工事費の一部を補助



- ・審査の結果、補助金を受けられない場合があります
- ・補助金は所得として課税の対象となることがあります
- ・補助金交付要綱の規定に反したときは、受けた補助金を返還しなければならない場合があります
- ・記載されている内容の他にも要件がありますので、申請される場合は事前に企画防災課までご連絡ください

# 災害への備え

出典：(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」



住宅改修に  
対する補助  
最大**210万円**



**耐震化改修**(本格改修) 上限**210万円**  
(4/5補助)

耐震性を向上させるリフォーム工事費を補助

- 耐震診断必須 ※評点**1.0未満**の住宅が対象
- 分電盤タイプの感震ブレーカーの取付必須
- 改修後の評点が**1.0以上**の工事が対象
- 県登録業者等が施工する工事に限る
- 1.5m以上の家具固定必須

**耐震シェルター** 上限**80万円**  
**耐震ベッド** 上限**40万円**  
(4/5補助)

耐震性を有するシェルター・ベッドの設置を補助

- 耐震診断必須 ※評点**1.0未満**の住宅が対象
- 県登録業者等が施工する工事に限る
- 1.5m以上の家具固定必須



**住替え支援事業** 上限**30万円**

- 耐震診断必須 ※評点0.7未満の住宅が対象 (2/5補助)
- 昭和56年5月31日以前の住宅が対象
- 現在居住している住宅が対象
- 解体業者等が施工する工事

**減災化対策工事** 上限**1万6千円**  
(4/5補助)

- ※減災化相談員派遣による相談を受けた方が対象です。
- 家具の固定や配置の工夫、窓ガラスの飛散防止等の措置を行い屋内の安全性を向上させる。



## 耐震診断・減災化相談

※耐震化改修等を実施する場合は**耐震診断が必須**となります

### 耐震診断

**無料**

平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震性を調査し、評点を判定を行います

※補助の対象は3階建て以下の木造住宅に限る

評点の目安	
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

### 減災化相談

**無料**

介護・点検支援員の派遣により、寝室やリビング等長時間滞在する部屋に設置されている家具の確認や避難時の通路、玄関の安全性確認等を行い減災化対策支援につながる提案を行う。

※高齢者世帯、要介護・支援、障がい者の方がいる世帯等が対象です。

申請期間：令和7年4月1日～12月19日

※予算に達した場合は事前に受付を終了することがあります

工事期間：令和8年2月末までに完了できる工事

※工事及び契約は**交付決定通知受取後**に行っていただきます。事前の着手・契約は対象となりません

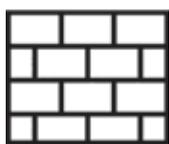
交付する補助金は所得として**課税の対象**となる場合があります

申請される場合は事前に企画防災課へお問い合わせください

● お問い合わせ ● 企画防災課 ☎088-694-6824

# 災害への備え

出典：(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」



## 危険ブロック 塀等対策



地震発生時にブロック塀等の倒壊など、災害を未然に防止するため、ブロック塀等の撤去・新設にかかる費用を補助

撤去のみ 上限 **133,000円**  
撤去+新設 上限 **400,000円** (2/3補助)

- 対象となるブロック塀は避難経路等に面した危険なブロック塀として、安全対策が必要と判断されたもの
- 町内の業者が施工し、令和8年2月末に工事が完了できること



## 感震ブレーカー 上限 **20,000円** (1/2補助)



地震発生時による住宅火災を防ぐため、感震ブレーカーの購入費・設置費用を補助

- 工事期間：令和8年2月末までに完了できる工事
- ※工事及び契約は交付決定通知受取後に行っていただきます。事前の着手・契約は対象となりません



## 災害時協力井戸 上限 **11,000円** (水質検査を希望される場合)



災害時に生活用水として使用する井戸水を無償で提供していただける災害時協力井戸の登録を募集。  
※登録された井戸の水質検査を希望される場合に検査費用上限11,000円を補助

- 登録できる井戸は町内に所在し、現在も使用されており、井戸枠が設置され、安全に使用でき、井戸水をくみ上げるポンプ、つるべ等が設置されているもの
- ※登録された井戸は上板町HPに掲載され、広く周知いたします。



## 防災士資格取得補助

講座受講料、資格試験受験料、  
認証登録料等

地域防災力向上のため、上板町に在住で、上板町防災士会に入会し、活動する意思のある方を対象に防災士の資格取得に関する費用を補助

- 対象経費は防災士機構認証の研修機関による講座受講費、試験受験料、認証登録料です。
- ※経費の事務手数料（振込手数料・書類の郵送料等）は補助対象外

※上板町防災士会とは … 主に町内で防災啓発活動を行うボランティア団体です

● お問い合わせ ● 企画防災課 ☎088-694-6824

# 自主防災組織活動助成事業

上板町では、地域防災力の向上及び自主防災組織の活動活性化を図るため、防災活動を実施した自主防災組織に対して助成金を交付します。

## ●助成対象

上板町内で結成されている自主防災組織が実施する訓練や研修等の防災活動

## ●助成額

参加世帯数	助成額
10世帯以下	5,000円 + (参加世帯数 × 1,000円)
11～30世帯	10,000円 + (参加世帯数 × 1,000円)
31～50世帯	15,000円 + (参加世帯数 × 1,000円)
51～60世帯	20,000円 + (参加世帯数 × 1,000円)
61世帯以上	25,000円 + (参加世帯数 × 1,000円)



※助成金交付は1年度につき1回のみ  
(予算の範囲内での交付)

## ●申請の手順

### ①交付申請書の提出

助成金の申請をされる自主防災組織は、**防災活動の実施日まで**に活動助成金交付申請書を提出してください。  
交付対象として認められた場合、企画防災課より代表者宛てに交付決定通知書を送付します。

### ②活動完了実績報告書の提出

防災活動の終了後、**活動時の写真を添付して**、活動完了実績報告書を提出してください。  
内容が適当であると認められた場合、企画防災課より代表者宛てに交付確定通知書を送付します。

### ③請求書の提出

交付確定通知書を受け取ったら、活動助成金請求書を提出してください。  
企画防災課より代表者宛てに支払い通知を送付し、指定された口座に助成金を振り込みます。

● お問い合わせ ● 企画防災課 ☎088-694-6824

# 徳島バス定期券購入費補助制度をご利用ください

上板町民の皆様の経済的負担の軽減と徳島バス利用促進のため、徳島バス定期券購入者に対して、補助金の交付を行います。

## 1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、町内のバス停留所を利用し、令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に1ヶ月以上の徳島バス定期券を購入した方。

## 2 補助金額

徳島バス定期券購入費の1/2の金額（100円未満の端数は切り捨て）。

## 3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

## 4 申し込み手順

- ①徳島バスから路線バスの定期券をお買い求めください。その時、領収書もあわせてお受け取りください。
- ②企画防災課窓口にて備え付けの生活交通バス定期券購入費補助金交付申請書に必要事項を記入の上、定期券と領収書の写しを添付して企画防災課に提出してください。  
なお、上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできますのでご利用ください。
- ③提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。但し、申込は先着順になりますので、あらかじめご了承ください。



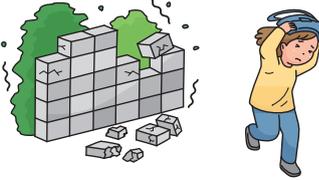
※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。

● お問い合わせ ● 企画防災課 ☎088-694-6824

# 地震発生！そのときどうする？

突然の災害でも慌てずに行動できるよう、日ごろからイメージしておきましょう。

建物の中にいるとき		
地震発生	スーパー	家庭・職場
発生直後 落ちつけ！ 慌てるな！ 身を守れ！	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手荷物や買い物かごで頭を守る。</li> <li>●商品の落下に注意する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓際やロッカー、棚から離れて、机の下などに入り身を守る。</li> </ul> 
揺れがおさまって 1～2分	●店員の指示に従って行動しましょう。慌てて出口に殺到すると危険です。	●身の回りの安全を確保する。
地震発生後 3分	●余震に注意しつつ、けが人がいないか皆の安全を確認する。	
地震発生後 5分～10分	●デマに惑わされず、テレビやラジオなどで情報を収集する。	
地震発生後 10分～数時間	●避難後は協力し合って消火、救出、救護活動をする。	
地震発生後 3日	●災害発生から3日程度は、外部からの応援は期待できないので、自らの備蓄でまかなう。	

屋外にいるとき		
地震発生	路上	運転中
発生直後 落ちつけ！ 慌てるな！ 身を守れ！	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブロック塀などから離れる。</li> <li>●かばんなどで落下物から頭を守る。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急ブレーキは絶対かけない。</li> <li>●ゆっくり道路の左端に停車させる。</li> </ul> 
揺れがおさまって 1～2分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近くの公園など、安全な場所で待機する。</li> <li>●切れた電線や倒壊物に注意する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●揺れがおさまったら車外に出る。</li> <li>●車を離れるときは鍵をつけたまま。</li> <li>●車検証や貴重品は携帯する。</li> </ul> 
地震発生後 3分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火災時には大声で知らせ、初期消火を行う。</li> <li>●避難に支援が必要な人を助ける。</li> </ul> 	
地震発生後 5分～10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在いるところに危険を感じるなら避難する。</li> <li>●渋滞や事故の原因になるので、避難時に車は使わない。</li> </ul>	
地震発生後 10分～数時間	●壊れた家は、いつ崩れるかわからないので、絶対に入らない。	
地震発生後 3日	●デマなどに惑わされず、正確な災害情報や被害情報を収集する。	

# 地域子育て支援センターに遊びに来ませんか？



## 地域子育て支援センター ってどんなところ？

地域子育て支援センターでは、子育て中の皆さんの仲間づくりや、育児の相談などを行っています。近くにお子さまの遊び相手や遊び場がない方、おしゃべり相手がほしい方、子育てに不安を感じている方、遊びに来てみませんか？お気軽にご利用ください。

### 子育てひろば

情報交換や身体測定、絵本の読み語り等を行っています。

- \* 毎週月曜日 10時～11時30分（祝日は除く）
- \* 対象年齢 生後4か月ごろ～満1歳くらい

### 4月の 行事予定

#### 子育てひろば

7日・14日・21日・28日  
\* 28日は、身体測定・栄養士による  
栄養相談・育児相談・誕生会です。

#### さくらっこひろば

10日(木) 開所式 17日(木) 製作  
22日(火) 自由あそび 24日(木) 誕生会

### さくらっこひろば

楽しい遊びや手遊びなど、親子でふれ合える活動がいっぱいです。毎月イベントもあります。

- \* 毎週木曜日と第2・第4火曜日  
9時30分～11時30分（祝日は除く）
- \* 対象年齢 満1歳以上～幼稚園入園まで

### 支援センター室・園庭開放

支援センター室・運動ひろばを開放しています。

- \* 利用日時 月曜日～金曜日（祝日は除く）  
8時30分～17時

### 育児相談

子育てで困っていることや悩んでいることがありましたら、お気軽にお話してください。

- \* 月曜日～金曜日（祝日は除く） 8時30分～17時

### 季節の行事やさまざまな活動



### ● 所在地・連絡先 ●

上板町立さくら保育所内 〒771-1330 上板町西分字日吉前20-1 ☎088-694-8180

## 令和7年度 町税及び保険料の納付期限についてお知らせします。

令和7年度の納期は次のとおりになっています。納付期限内の納付にご協力をお願いいたします。

	軽自動車税 (種別割)	町・県民税	固定資産税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
5月						
6月	6月2日(1期)	6月30日(1期)			6月30日(1期)	
7月			7月31日(1期)	7月31日(1期)	7月31日(2期)	
8月						
9月		9月1日(2期)	9月30日(2期)	9月1日(2期) 9月30日(3期)	9月1日(3期)	9月1日(1期) 9月30日(2期)
10月		10月31日(3期)		10月31日(4期)	10月31日(4期)	10月31日(3期)
11月						
12月			12月25日(3期)	12月1日(5期) 12月25日(6期)	12月25日(5期)	12月1日(4期) 12月25日(5期)
令和8年1月						
令和8年2月		2月2日(4期)		2月2日(7期)		2月2日(6期)
令和8年3月			3月2日(4期)	3月2日(8期)	3月2日(6期)	3月2日(7期) 3月31日(8期)
税務課 ☎088-694-6807					健康推進課 ☎088-694-6810	

## 上板町出産祝い育児用品等支援事業

上板町民の出産を祝福し、次世代を担う子ども達のために育児用品の配布事業を行っています。

内容といたしましては、紙おむつ、おしりふき等の育児用品の消耗品を主にセットして配布しています。



● お問い合わせ ● 健康推進課 ☎088-694-6810

## 新生児に「お食い初めセット」をプレゼントしています！

上板町では令和3年度から、当町に住民登録をされた新生児を対象に、県産木材を使用し県内の木工職人が製作した「お食い初めセット」を、誕生祝いとして、産業課職員が対象のご家庭にお届けしています。

「お食い初めセット」の内訳は、ベビースプーン1個・食べさせ用スプーン1個・ベビーフォーク1個・飯椀1個・汁椀1個・平皿1個・小鉢1個・高坏1個です。

食べさせ用スプーンにはお名前と生年月日が、飯椀・汁椀・平皿・小鉢・高坏には当町観光イメージキャラクター「かきじい」を刻印しています。

お食い初めの時だけに限らず、普段のお食事の時にもお使いいただければ幸いです。



※こちらの「お食い初めセット」は、森林の保全整備や木材の利用促進のために市町村に交付される森林環境譲与税を活用してつくられています。

● お問い合わせ ● 産業課 ☎088-694-6806

# くらし・住宅

## 結婚新生活支援事業 最大 60万円

婚姻時年齢30歳以上の場合  
最大30万円



令和7年度中(R7.4.1~R8.3.31)に結婚した世帯に対し、居住費などを補助

### ●対象となる費用



住宅購入費  
(新築・中古)



リフォーム費  
(業者が行うもの)



家賃・敷金・礼金・共益費  
(駐車場代は対象外)



引越し費  
(業者が行うもの)

※対象となる費用は  
令和7年度中に発生  
したものになります

### ●申請できる方

- ・婚姻時夫婦ともに39歳以下
- ・世帯所得500万円未満(世帯合算)
- ・5年以上継続して上板町に居住する意思がある

### ●申請時に必要なもの

- ・婚姻がわかるもの(受理証明、戸籍全部事項証明等)
- ・住民票(写し)
- ・所得がわかるもの(所得課税証明等)
- ・契約書、領収書(写し)

※令和6年度に交付を受けた方で、上限額に達しなかった場合は、令和7年度に補助上限額から既に交付を受けた金額を差引いた金額を請求できます  
※申請される場合は、必ず事前にご相談ください

●お問い合わせ ● 企画防災課 ☎088-694-6824

## あなたと出会いたい人がいる

上板町では、積極的な結婚活動を応援するため、とくしまマリッジサポートセンターが運営する「マッチングシステム」の会員登録料を補助します。

■対象経費 マリッサとくしまマッチング会員登録料の半額(1/2)

■対象者 上板町に現住所がある18歳以上の独身の方

### ■補助金申込の流れ

マッチング会員登録

マリッサとくしまで  
マッチング会員登録



登録料支払い

支払い後、  
領収書の受取



補助金申請

領収書、認印をご持参の  
上、企画防災課にて申請



交付

補助金の  
交付



### ●補助制度に関するお問い合わせ ●

企画防災課

☎088-694-6824

### ●マッチングシステムに関するお問い合わせ ●

とくしまマリッジサポートセンター

☎088-656-1002 (水曜・木曜休み)

## 移住就業等支援金

# 5万円



### ○対象者

上板町内の事業所で常用労働者として1年以上勤務している方で、上板町に1年以上居住している方。

### ○その他の要件

- 住民登録が令和3年10月1日以降である
  - 支援金交付後も引き続き上板町に居住する意思がある
- ※その他詳細については、上板町移住就業等支援金交付要綱を必ずご確認ください。

●お問い合わせ ● 企画防災課 ☎088-694-6824

# くらし・住宅

## 住宅リフォーム補助事業

上限 **20万円**  
(対象工事費の30%)

受付期間  
令和7年  
4月14日～5月16日

住宅のリフォーム工事費の30%上限20万円補助  
(例 工事費67万円(税抜)×30%=20万1千円 補助額20万円)

予算の範囲内で補助  
※応募多数の場合は抽選となります

### ●対象となる工事

- ・上板町内の業者が施工し、令和8年2月末までに完了できる工事
- ・対象工事費(税抜)が20万円以上の工事
- ・住宅のリフォーム工事(キッチン取替、床板張替え、外壁塗装等)

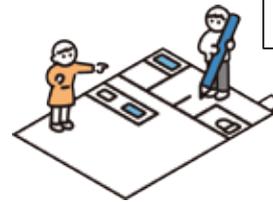
### ●申請できる方

- ・住宅の所有者又は居住者※過去に申請した方又は住宅は再申請できません
- ・上板町内に1年以上居住されている方

### ●申請からの流れ



※申請時点で契約又は工事に着手・完了している場合は対象となりません



役場では、施工業者の紹介やあっせんはできません。ご了承ください。



## 住宅取得応援助成金

固定資産税相当額  
最大 **5年間**

申請期間  
令和7年 令和8年  
7月1日～3月13日



### ●制度の流れ



### ●補助対象者

- ・住宅(新築・中古)を取得した方
- ・定住した方  
例) 親名義の住宅に子が居住を開始

### ●必要書類

- ①住民票(続柄記載)写し
- ②固定資産税課税明細書・納税通知書・領収書
- ③登記事項証明書又は登記完了証
- ④助成金振込口座の通帳 写し
- ⑤住宅付近見取り図
- ⑥その他町長が必要と認める書類

注) 住宅によっては相当額全額が助成されない場合があります  
注) 申請は初回以降も毎年申請が必要となります

## 自転車乗車用ヘルメット購入費補助制度をご利用ください

上板町民の皆様の経済的負担及び交通事故による被害の軽減のため、自転車乗車用ヘルメット購入者に対して、補助金の交付を行います。

### 1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、また、同一の補助金を受けてない方で、令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に自転車乗車用ヘルメットを購入した方。

### 2 補助金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費の1/2の金額(100円未満の端数は切り捨て)。

※1人1個あたり上限3,000円

### 3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。



● お問い合わせ ● 企画防災課 ☎088-694-6824

# 「上板町敬老祝金支給事業」について

## ●支給対象者

上板町に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

- 1 基準日（当該年9月1日）において、満88歳の者。
- 2 当該年の4月1日から翌年3月31日までに満99歳又は満100歳に到達する者。
- 3 当該年の4月1日から翌年3月31日までに、満101歳以上の者。

## ●申請手続き

満88歳の方は申請が必要となります。対象となる方には9月下旬頃に案内通知と申請書を送付いたしますので、申請書に必要事項を記入し、健康推進課へ提出してください。

※申請の際は、印鑑・本人確認書類（健康保険証等）・振込先の通帳写し（本人名義のもの）を持参してください。

なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

※当該年度を超えての申請はできません。

## ●支給金額

満 88歳の方	10,000円
満 99歳の方	30,000円
満100歳の方	50,000円
満101歳以上の方	10,000円



● お問い合わせ ● 健康推進課 ☎088-694-6810

# 高齢者外出支援バス・タクシー料金助成券のご案内

上板町では、高齢者の日常生活における利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図ることを目的として、高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業を実施しております。

## 【対象者】

75歳以上の方（運転免許を有していない、または返納された方は65歳以上から対象）

●年額10,000円分の助成券を以下から自由に選択できます。

①バス料金助成券のみ	10,000円分
②タクシー料金助成券のみ	10,000円分
③バスとタクシー料金助成券	バス 5,000円分 タクシー 5,000円分



## 【持ってくる物】

本人確認書類（健康保険証等）

※代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類

※バス料金助成券は徳島バス、タクシー料金助成券は松島タクシー、介護タクシー『さぽーと あおば』で利用可能です。『さぽーと あおば』は利用できる条件があり、事前に『あおばの郷』へ予約の相談が必要ですのでご注意ください。詳しくは下記までお問い合わせください。

※助成券のお渡しは1年（4月1日から翌年3月31日）に1回のみです。

※交付後の交換・再交付はできませんのでご注意ください。

※助成券を受け取ったことに伴い、所得申告が必要になる場合があります。詳しくは税務課へお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 健康推進課 ☎088-694-6810  
あおばの郷 ☎088-694-5777

# 令和7年度 老人福祉センター講座・介護予防教室・健康づくり事業のご案内

上板町社会福祉協議会では、高齢者の方々が、健康の保持増進を推進し、趣味を生かした介護予防を目的とした下記講座・教室を開催いたします。ぜひ皆さん、お友達を誘ってご参加下さい。

## 《上板町老人福祉センター講座》

福祉センター講座	定員	受講日	時間	場所	開講日
短歌講座	20名	月1回 第3火曜日	10:00~11:30	老人福祉センター	5月20日(火)
俳句講座	20名	月2回 第2・4火曜日	13:30~15:30	老人福祉センター	5月13日(火)
書道講座	15名	月2回 第1・3火曜日	13:30~15:00	老人福祉センター	5月13日(第2火)
陶芸教室	20名	月2回 第1・3金曜日	9:30~12:00	老人福祉センター	5月2日(金)
健康運動	30名	月2回 第1・3木曜日	13:30~14:30	老人福祉センター	5月1日(木)

受講料は無料ですが、実習材料費は個人の負担(実費)となります。

## 《健康づくり事業》

講座名	定員	受講日	時間	場所	開講日
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第1月曜日	10:00~11:00	東老人集会所	5月12日(第2月)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第2金曜日	10:00~11:00	西老人集会所	5月9日(金)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第3金曜日	10:00~11:00	西分老人集会所	5月16日(金)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第4金曜日	10:00~11:00	南老人集会所	5月23日(金)
太極拳	20名	月1回 第2木曜日	10:00~11:30	西分老人集会所	5月8日(木)
太極拳	20名	月1回 第4木曜日	10:00~11:30	南老人集会所	5月22日(木)
いきいき百歳体操	20名	月1回 第2月曜日	10:00~11:00	西分老人集会所	4月14日(月)

※受講資格、上板町内在住で、老人クラブ会員及び一般の方々。

## 健康で長生き! PICKUP講座



### 元気アップチャレンジ教室

#### ●受講対象者

65歳以上で講座への参加を希望される方に栄養、歯科、運動の項目について、現在の生活状況がわかるアンケートを実施して頂きます。その結果、多くの項目に該当し、生活機能の維持改善のための見直しが必要とみなされた方が対象となります。(申込締切:4月末)

#### ●内容

栄養・口腔・運動の専門職が、生活機能の改善をサポートします。専門職が個人で評価しアドバイスを行います。

定員	受講日	時間	場所	開講日
15名	7月~9月 (3か月間) 毎週火曜日	栄養教室 9:30~10:10 歯科教室 10:20~11:00 運動教室 11:10~11:50	老人福祉センター	7月1日 (火)

### 健康けん玉教室

近年、フレイル(虚弱状態)予防として注目され、手首や腕だけでなく、膝や腰を使うことで健康促進や、認知症予防にも効果的とされるけん玉。そこで、「けん玉で健康!」をテーマに簡単な技で音楽に合わせた運動や面白い技で認知症予防・運動不足解消を体験してみましよう!

【当日は貸し出し用のけん玉をご用意しています】

【椅子を利用することも可能です】



定員	受講日	時間	場所	開講日
15名	月1回 第1木曜日	10:00~11:30	老人福祉センター	5月1日 (木)

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町社会福祉協議会事務局 ☎088-694-6155

# 令和7年度 馬道会館受講生募集

講座名	受講日	開始時間	講師	内容・持参する物・材料費	締め切り日	
自力整体教室 	毎週月曜日	午前10時00分	森口登志子	ヨガマット、タオル、飲料水	定員になり次第締切	
健幸氣功教室 	毎週火曜日	午前10時00分	里見 和代	タオル、飲料水		
健康麻雀 	毎月第2・4月曜日	午後1時30分	寺内 啓治	かけない、すわない、のまないマージャン	随時	
フラワーデザイン教室 	毎月第3木曜日 初回4月17日(木)	午後1時30分	近藤佐起江	季節のアレンジメント 花ばさみ、新聞紙	4月~9月 6回で 12,000円	4月10日 (木)
寄せ植え教室 	4月23日(水)	午後1時30分	花 由	春のガーデニング	2,500円	4月21日 (月)
押し花教室 	毎月第1火曜日	午後1時30分	近藤佐起江	季節の花を押してみよう	額代	随時

## ■その他相談事業

くらしの保険相談	5月27日(火) 奇数月 第4火曜日	午後1時30分	吉岡 運生	年金・健康保険・失業保険 労災保険・交通事故 生命保険・住宅ローン等	無料	
----------	--------------------------	---------	-------	--	----	--

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町馬道会館 ☎088-694-4868

# 令和7年度 上板町文化センター 講座受講生募集

講座名	受講日	開始時間	受講料	準備物	講師名	会場
カラダ年齢若返り体操教室 	毎月第3火曜日	午前10時00分	無 料	ヨガマット 飲料水	関本 真美	文化センター
カラダ年齢若返りヨガ教室 		午前11時00分				
フラダンス教室 	毎月第2・4金曜日	午後2時00分	無 料		松本 美穂	文化センター
生け花教室 (桑原専慶流) 	毎月第2・4木曜日	午後1時30分	花代 1回 800円	花器・剣山 ハサミ 筆記用具	川崎 富枝	文化センター
書道教室 (小・中学生対象) 	毎週火曜日	午後5時00分	無 料	書道道具	永井 厚子	第1分館
パッチワーク教室 	毎月第2火曜日	午後1時30分	材料代実費	裁縫道具	眞鍋 美喜	文化センター
健康ヨガ教室 	毎月第1木曜日	午後1時30分	無 料	飲料水 ヨガマット	関本 真美	第1分館
日本舞踊教室 	毎週火曜日	午後1時30分	無 料		平野シマコ	文化センター
スポーツ吹矢教室 	毎月第1・3水曜日	午前9時00分	無 料	吹矢道具	日野 繁子	文化センター
吊し飾り教室 	毎月第1・3水曜日	午後1時30分	材料代実費	裁縫道具	上原千代子	文化センター
古典講座 	毎月第2火曜日	午後1時30分	月 500円	古語辞典 ノート 筆記用具	野村千恵子	文化センター
太極拳教室 	毎月第2・4水曜日	午前10時00分	月 2,500円	タオル 飲料水	盛下のぶ子	文化センター
大正琴教室 	毎月第2・4水曜日	午後1時00分 午後3時30分	月 3,850円 入会金 1,650円 年会費 2,750円	大正琴	金井 宏美	文化センター
いきいき百歳体操教室 	毎週木曜日	午後1時30分	無 料	タオル 飲料水	理学療法士	文化センター
オカリナ教室 	毎月第1・3金曜日	午後1時30分	無 料	オカリナ	松尾 義和	文化センター
生活習慣病予防 体操教室 	毎月第1月曜日	午前10時00分	無 料	室内用運動靴 タオル・飲料水 ヨガマット	長谷部裕之	文化センター
折り紙教室 	毎月第1・3水曜日	午後1時00分	無 料	折り紙	吉田 弘	文化センター
手作り教室 	毎月第4月曜日	午後1時30分	無 料	裁縫道具	大杉 早苗	文化センター
フラワーアレンジメント 	毎週金曜日	午前10時30分 午後7時00分	フラワーアレンジメント 3,500円 リザーブフラワー 4,200円 お子様用 3,400円	新聞紙 ゴミ袋 ハサミ	石部まゆみ 090-1327-8715 (直接お申し込み下さい)	文化センター

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町文化センター ☎088-694-3020



# 令和7年度 中央公民館各種講座案内



上板町中央公民館では、次の講座を開講します。  
豊かで生きがいのある人生を送るため、あなたも受講してみませんか？

No.	講座名	定員	学習日と場所	講師名	対象
1	英会話（初心者対象）	15	毎週月曜：月4回 19：00～第2会議室	中学校英語指導助手 フロスト ダニエル	成人
2	英会話（中級程度）	15	毎週月曜：月4回 20：10～第2会議室		
3	中国語	20	毎週火曜：月4回 19：30～第2会議室	近藤 珠梨	成人
4	日本舞踊	20	第2・4水曜：月2回 19：30～第3会議室	西條 澄子	成人
5	書道	15	第1・3水曜：月2回 19：30～第1会議室	永井 厚子	高校生以上
6	詩吟	15	第2・4金曜：月2回 19：30～第1会議室	原田 重利	成人
7	詩吟	15	第1・3木曜：月2回 19：30～第1会議室	西條 陽一	成人
8	三味線	15	第1・3木曜：月2回 10：00～試食室	杵家 弥津穂	成人
9	日本舞踊・阿波踊り	20	第1・3土曜：月2回 13：30～第3会議室	平野 シマコ	3歳～成人

○初回開講日の日程は申込者に個別文書にてお伝えいたします。

## 申込方法

上板町中央公民館事務局(教育委員会内)に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください（郵送可）。  
申込書は、上板町ホームページからもダウンロードすることができます。  
電話や指定申込書以外の受付は行っていません。

## 窓口受付時間

平日の午前8時30分～午後5時

## 受講料

無料です。ただし、実習材料費等は個人負担(実費)でお願いします。

## 受講資格

上板町内在住・在勤、積極的な学習意欲のある人で、各講座の対象となる人。

## 注意事項

前年度受講者も申し込みできますが、初心者の方を優先いたします。定員に達し次第受付を終了します。また、申込人数が5名以下の場合、開講できない場合がございます。予めご了承ください。

● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

# 上板ふれあいクラブ

みんな楽しく、いい汗かいて 健康な体づくり

令和7年度  
会員募集中!

日曜・祝日休み

教室名	開設日時	会場	指導者等	備考
①キッズサッカー	第2・4月曜日 19:00~20:00	東光小学校体育館	多富義和 スポーツ推進委員	4歳~ 小学3年
②からだスッキリエアロ	毎週火曜日 13:30~14:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	矢野真弓 フィットネスインストラクター	有料
③太極拳	毎週水曜日 13:30~15:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	上板ふれあいクラブ 太極拳愛好会	
④エンジョイエアロ	毎週木曜日 19:30~20:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	矢野真弓 フィットネスインストラクター	有料
⑤健康吹き矢&ポッチャ	第2・4木曜日 13:30~14:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	岡本佐和子・樋口景子 運営委員	
⑥健康ストレッチ	第2・4木曜日 15:00~15:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	板東宏一 ばんどう接骨院院長	
⑦キッズスポーツ教室	第2・4土曜日 14:00~15:00	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	八尾景子 子ども身体運動発達指導士	幼稚園~ 小学2年
⑧ニュースポーツ (カローリング)	第1・3土曜日 13:30~15:00	農村環境改善センター 多目的ホール	スポーツ推進委員 運営委員	
⑨ピククルボール	第1・3土曜日 15:00~17:00	農村環境改善センター 多目的ホール	笹本将己 スポーツ推進委員・運営委員	新教室
⑩ダンススポーツ	毎週土曜日 15:00~17:00	中央公民館大会議室 (役場2F)	濱 清枝 徳島県ダンススポーツ連盟公認 指導員	
卓球を楽しもう 筋力トレーニング	月~金13:00~20:00 土 13:00~18:00	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	お友達や家族で卓球を楽しみ ませんか。初心者の方歓迎 (貸ラケット有)	筋トレ 高校生以上使用可

**【会費・スポーツ安全保険料】** ※会費とスポーツ安全保険料を支払えば、教室に参加できます。

区分	年会費	家族2人目から	団体(10人以上)	団体(20人以上)	スポーツ安全保険
大人(高校生以上)	3,000円	2,500円	2,500円	2,000円	1,850円
高齢者(65歳以上)	2,500円	2,000円	2,000円	1,500円	1,200円
中学生以下	2,000円	1,500円	1,500円	1,000円	800円
ファミリー	8,000円	同一世帯で人数制限なし(要:保険加入)			
フリーパス	20,000円	スポーツ安全保険料・すべての教室参加料込			

※会費・スポーツ安全保険は令和8年3月31日まで有効(年齢は令和7年4月1日現在)

※筋トレ・卓球 使用料(会員1ヶ月500円、会員外1回町内300円、町外500円)

※上板町外の方は、年会費+500円

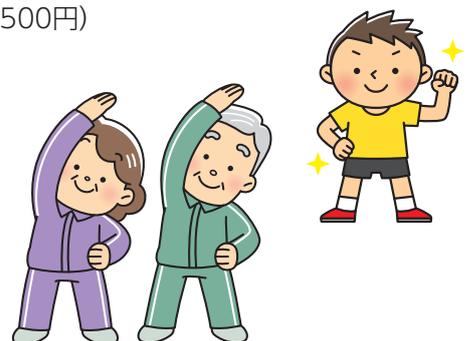
※⑤、⑧、⑨の教室は維持費として(年間500円)

●入会申込書は、上板町ふれあいセンターにあります。

● お申し込み・お問い合わせ ●

上板ふれあいクラブ事務局 ☎088-679-7788

開設時間 月~金13:00~20:00 土13:00~18:00



# 令和7年度 狂犬病予防注射日程表



飼い犬は法律により、生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。本年度も次の日程のとおり実施しますので、都合のいい場所で受けてください。

当日は、混み合う事が予想されますので、新しく飼い始めた方は、前もって登録していただき、円滑に注射ができますようご協力ください。この日程で都合の悪い方は、動物病院で受けてください。

**※令和2年度より注射料金が3,300円に変更となっております。**

※登録は、(公社)徳島県獣医師会に加入の動物病院でもできます。

※狂犬病予防注射を、(公社)徳島県獣医師会に加入していない動物病院等で受けた場合は、役場窓口で注射済票の交付手続き(550円)が、別途必要となりますのでご注意ください。

●登録犬が死亡したときは、必ず役場環境保全課まで死亡届を提出してください。

●町内での住所・飼い主の変更又は町外からの転入のあった場合は役場環境保全課まで、他市町村へ転出された場合には、新たな所在地の役場等へ変更届を出してください。

※お釣りが出ないように狂犬病予防注射費用をご用意ください。

## 登録済犬

狂犬病予防注射 3,300円 計 3,300円

## 新規登録

登録 3,000円

狂犬病予防注射 3,300円 計 6,300円

- 当日は、担当獣医師の指示に従い、注射を受けてください。
- 時間・場所を確認の上、犬をお連れください。
- トラブルの原因になりますので、首輪が抜けないようにしっかりとしめてください。



月日	時間	場所	月日	時間	場所
5月12日 月曜日	9:30~ 9:50	古町水土里ゾーン前	5月13日 火曜日	9:30~ 9:50	十二神社前
	10:00~10:30	烏羽神社		10:00~10:20	佐藤塚集会所前
	10:40~11:00	高志地区消防コミュニティーセンター		10:30~11:00	旧JA高志支所東部集荷場
	11:10~11:40	天目一神社前		11:10~11:40	椎本多目的集会所
	13:15~13:35	乳保神社		13:15~13:40	西分老人集会所
	13:45~14:05	烏屋会堂		13:50~14:10	高磯集会所
	14:15~14:45	瀬部元原公会堂		14:20~14:45	大聖寺前
	14:55~15:25	役場駐車場		14:55~15:20	小路ごみステーション前
5月14日 水曜日	9:30~ 9:55	旧JA大山支所農業倉庫	5月15日 木曜日	9:30~ 9:55	泉谷高速高架下
	10:05~10:30	馬道会館		10:05~10:30	泉谷多目的集会所
	10:40~11:05	文化センター		10:40~11:05	天神前公会堂
	11:15~11:40	原東多目的集会所		11:15~11:40	熊ノ庄集会所
	13:15~13:35	大山町集会所		13:15~13:35	門田集会所
	13:45~14:05	大己貴神社前		13:45~14:10	西老人集会所
	14:15~14:40	殿宮神社前		14:20~14:45	松島神社前
	14:50~15:20	小柿ごみステーション前		14:55~15:25	役場駐車場

※野犬・放し飼い等の苦情のお問い合わせ

神山町阿野字長谷333 徳島県動物愛護管理センター ☎088-636-6122

●お問い合わせ ● 環境保全課 ☎088-694-6813

# 4月 保健行事予定表

## I 健康相談・健康教育

月日	時間	場所	内容	担当
4/1	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・管理栄養士・理学療法士
5/13	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士

## II 乳幼児健康診査

### 1. 乳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
4/2	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	令和6年5月・6月・11月・12月生

### 2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月日	受付時間	場所	内容	該当者
4/23	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	令和6年12月27日~令和7年2月23日生

● お問い合わせ ●

上板町保健相談センター ☎088-694-3344

令和7年4・5月分  
(4/1~5/10まで)

**在 宅 当 番 医**

■ 担当時間 ■  
平日18:00~22:00  
休日 9:00~22:00

市外局番は  
(088)です。

4月	日	診療科目	電話番号
1	火	杉みね整形クリニック	693-1021
2	水	藍住たまき青空クリニック	678-7727
3	木	小松泌尿器科	692-1277
4	金	藍住川島クリニック	692-0110
5	土	近藤内科医院	672-5630
6	日	きたじま皮フ科	678-7010
7	月	こうのINRクリニック	693-1103
8	火	増田クリニック	693-3020
9	水	安芸内科	692-6111
10	木	あいずみ松本眼科	677-5568
11	金	みやざき内科診療所	672-6618
12	土	ファミリークリニックしんの	672-5148
13	日	川原眼科	694-8388
14	月	三愛内科	672-0176
15	火	新野医院	672-0571
16	水	近藤内科医院	672-5630
17	木	ファミリークリニックしんの	672-5148
18	金	井上病院	672-1185
19	土	みやざき内科診療所	672-6618
20	日	かまだ眼科	678-8585

4月	日	診療科目	電話番号
21	月	野田(泰)医院	694-2009
22	火	ともなり消化器・肝臓内科クリニック	694-5515
23	水	井関クリニック	637-6066
24	木	川原眼科	694-8388
25	金	浦田病院	699-2921
26	土	野田(泰)医院	694-2009
27	日	つかさクリニック	697-2323
28	月	ともなり消化器・肝臓内科クリニック	694-5515
29	火	たかた整形外科・せばねクリニック	698-8689
30	水	芳川病院	699-5355
5月	日	診療科目	電話番号
1	木	井上医院	699-8070
2	金	井関クリニック	637-6066
3	土	きたじま田岡病院	698-1234
4	日	きたじま田岡病院	698-1234
5	月	きたじま田岡病院	698-1234
6	火	みやざき内科診療所	672-6618
7	水	春藤内科胃腸科	699-3777
8	木	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
9	金	かまだ眼科	678-8585
10	土	川原眼科	694-8388

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認  
 稲次病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認  
 とくしま医療センター東病院 672-1171 対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

こども  
用

とくしまの小児救急医療体制

各医療機関  
所在地

※受診される場合は、事前に確認し健康保険証・医療費助成の  
受給者証をお持ちのうえご利用ください。



本ページの医療体制は変更されることがあります。  
最新の情報は左記QRコードからご確認ください。  
<https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/2012081600367/>

## 《 各種相談 》

### 人権相談

上板町では法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和7年4月は次のとおり予定しています。

■開催時間 上板町中央公民館（役場2階）第1会議室

■開催日時 令和7年4月17日(木)

午後1時30分～午後4時

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方法務局常設相談所で、人権に関する様々な相談を受け付けております。

#### ■人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室 ☎088-664-3701

徳島市東沖洲2-14 沖洲マリナーミナルビル内 あいぽーと徳島

#### ■徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課

徳島市徳島町城内6番地6 徳島合同庁舎6階

相談時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

#### ■電話による相談

##### ●みんなの人権110番

全国共通ダイヤル 0570-003-110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

##### ●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル 0120-007-110

##### ●女性の人権ホットライン

全国共通ダイヤル 0570-070-810

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

■お問い合わせ 住民人権課 ☎088-694-6809

### 一日行政相談

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開設日 4月16日(水)

■開設時間 午後1時30分～午後3時30分

■開設場所 上板町老人福祉センター

■お問い合わせ 総務課 ☎088-694-6801

### 上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

#### 訪問購入・訪問買取に気をつけて！

●電話で、「いらなくなったものはありませんか。靴でも服でも食器でも不要品を買い取ります」と事業者からの電話勧誘を受け少しでもお金になるならと来訪を了承した。不要品を用意して待っていたが、不要品には目もくれず、「指輪やアクセサリなどの貴金属はありませんか」と言われ大切にしていたアクセサリを強引に買い取られてしまった。

●突然訪問してきた買取業者に「いらなくなった貴金属はありませんか？高く買取ります」と言われた。不審に

思い断ったが玄関の前から帰ってくれず怖い思いをした。等、消費者の意思に沿わない買取り被害や脅迫に近い勧誘などといった消費者トラブルがみられます。

訪問購入や訪問買取には様々なルールや制度があり、これらを違反している場合契約自体が無効になる事例もありますので諦めないで下記までご相談ください。

上板町消費生活相談窓口では消費者問題や消費者被害を当事者だけのことと捉えず、未然に防ぐため情報提供や注意喚起を積極的におこなっていきたくと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

相談内容等は秘密厳守ですので、ご安心ください。※相談員不在の場合もありますので、あらかじめ電話でご予約いただきますようお願いいたします。

#### ■上板町消費生活相談窓口

☎088-694-6816 相談無料

受付 平日9時～16時30分(土・日・祝・年末年始を除く)

上板町役場東隣 改善センター事務所内

令和7年  
**3/24**  
運用開始！

## マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。

免許証は選べる3タイプ



免許証のみ

マイナ免許証



マイナ免許証  
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)

両方



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯

**希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。**

希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

？ 一体化のための手続きは？

運転免許センター等で手続きが可能です。免許情報をマイナンバーカードに記録できます。

**マイナ免許証の確認はどうするの？**

専用アプリで確認します。券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

？ 一体化のための手続きは？

運転免許センター等で手続きが可能です。免許情報をマイナンバーカードに記録できます。

## マイナンバーカードを 免許証として使える！ だから、メリットたくさん！

**1 住所変更がラクに！**

市町村に行くだけ！

氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ保有者

**2 オンライン更新時講習が受講可能に！**

24時間好きな時に！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習 一般運転者講習

**3 住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長！**

経路地更新 即日完了！

住所地以外の特設センターで行うことができる免許証の更新手続き（経路地更新）が迅速化されます。

優良運転者 一般運転者

**4 更新手数料が安く！**

おトク！

マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続前に6～16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。

● お問い合わせ ●

徳島県警察運転免許センター ☎088-699-0110



# 保健師からのお知らせです

## 定期予防接種について

### 1. 带状疱疹予防接種（定期接種）

#### (1) 接種対象者

上板町に住民票がある方で、下記①②③のいずれかに該当する方。

- ① 65歳の方  
令和7年度は 昭和35年4月2日生～昭和36年4月1日生の方。
- ② 60歳から64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。
- ③ 65歳を超える方は5年間の経過措置として70歳から5歳年齢ごとの方。  
※令和7年度に限り100歳以上の方も対象になります。

年齢	生年月日	年齢	生年月日
70歳	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生	90歳	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
75歳	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生	95歳	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
80歳	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生	100歳	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
85歳	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生	100歳以上※	大正14年4月1日以前にお生まれの方

町からの費用助成の対象となるのは、この期間のみです。この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますのでご注意ください。

#### (2) 自己負担額

\* 2種類のワクチンがあります。接種方法や接種回数異なります。

必ず医師と相談し、どちらか一方のワクチンを選択し規定の回数の接種を完了しましょう。

生ワクチン 4,000円

不活化ワクチン 10,000円×2回

(いずれも接種費用から公費負担を除いた金額です。)

※生活保護世帯の方は町が発行する「带状疱疹予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

#### (3) 接種可能期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**不活化ワクチンの接種を希望される方は1回目の接種を令和7年12月末までに接種してください。**

●今年度対象となる方へは4月に個別通知を送付いたします。

接種を希望される方は、通知を受け取ったら体調を整えて早い時期に受けてください。 **（※要予約）**

### 2. 高齢者肺炎球菌予防接種

#### (1) 対象者

上板町に住民票があり接種を希望される方で、下記①～②に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方

- ① 65歳の者 ●予診票は、65歳の誕生月の翌月に個別通知を送付いたします。

費用助成の対象となるのは、65歳にある間に1人1回のみです。

この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。

- ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

#### (2) 接種可能期間 65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで

● お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

- (3) 自己負担額 4,000円 (接種費用から公費負担を除いた金額です。)  
 ※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。
- (4) その他 肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するためのものです。接種を希望される方はかかりつけ医療機関へ申し込んでください。 **(※要予約)**

### 3. ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン接種期間延長について

- (1) 対象者 次の①または②にあてはまる方が対象です。
- ① キャッチアップ接種対象者 (平成9年4月2日生まれ～平成20年4月1日生まれの女性) のうち、令和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方
  - ② 平成20年度生まれ (平成20年4月2日生まれ～平成21年4月1日生まれ) の女子で、令和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方
- (2) 接種可能期間 令和8年3月31日まで
- (3) 注意事項 過去に受けたワクチンの種類や接種時期により、接種回数が異なる場合があります。母子健康手帳を確認の上、医療機関に持参してご相談ください。ご不明な点については下記お問い合わせ先までお申し出ください。

### 4. 麻しん風しん混合(麻しん・風しん単独も可) 予防接種

春先から初夏にかけて風しんが流行しやすい時期です。  
 予防接種により風しんを予防しましょう！



麻しんは麻しんウイルスの空気感染、飛沫感染、接触感染によって起こります。感染力が強く、高熱、せき、鼻汁、眼球結膜の充血、めやに、発疹を主症状とします。主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風しんは風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。軽い風邪症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。合併症として、血小板減少性紫斑病や脳炎などがあります。

定期接種の該当者は以下の通りです。確実に予防するために2回の予防接種が必要ですので、通知を受け取ったら早い時期に受けてください。

第1期：1歳児      第2期：小学校入学前1年間の幼児

## 带状疱疹予防接種(任意接種)費用助成について

\* 任意予防接種：医師と相談のうえ、個人の意思により接種を受けます。

接種日において上板町内に住所がある50歳以上65歳未満の方で、带状疱疹予防接種について任意接種を希望する方に接種費用の一部を助成します。但し、定期接種対象者を除きます。

- (1) 助成額 生ワクチン 4,000円  
 不活化ワクチン 10,000円×2回  
 \* 2種類のワクチンがあります。接種方法や接種回数が異なります。  
 必ず医師と相談し、どちらか一方のワクチンを選択し規定の回数の接種を完了しましょう。
- (2) 接種医療機関 \* 町内下記医療機関の接種のみ。

医院名	住所	電話番号
井関クリニック	上板町椎本字椎ノ宮314番地1	088-637-6066
ともなり消化器・肝臓内科クリニック	上板町七條字山ノ神22番地1	088-694-5515
野田医院	上板町鍛冶屋原字西北原18番地	088-694-2009

- (3) 申請先 上板町保健相談センター

● お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

しませんか？

## 健康麻雀（賭けない・のまない・吸わない）

健康づくり・仲間づくり・生きがいを目的とした麻雀です。  
ねんりんピックや国民文化祭の種目としてもとり入れられ、脳トレ、フレイル予防に効果があります。  
高齢者社会になくってはならない存在で、あたらしいお友達を作るのに最適です。

- 日時 第2, 第4月曜日 午後1時30分より
- 参加者 年齢問いません。どなたでもOK
- 参加費 無料
- 場所・申し込み 馬道会館 ☎088-694-4868  
上板町西分字原測18番地2



## 春のガーデニングをしてみませんか？

春は初心者でもガーデニングが楽しめる時期です。  
うららかな日差しの下で咲く花々は心を和ませてくれます。  
春カラーを意識したり、鉢にもこだわったりして、おしゃれなガーデニングをしてみませんか。贈り物にも最適です。

- 日時 4月23日(水) 午後1時30分～
- 材料費 2,500円
- 申込締切 4月21日(月) 午後5時まで
- 場所・お問い合わせ 馬道会館 ☎088-694-4868  
上板町西分字原測18番地2



## 上板の古道観音道ウォーク開催のお知らせ

4月13日(日)  
小雨決行

### ■集合場所

上板町立歴史民俗資料館  
受付：午前8時～8時30分  
スタート：午前9時

### ■参加料

300円（保険・資料代等）当日集金  
ただし、中学生までは無料

### ■コース

山道10km程度 約6時間（予定）  
（出発）資料館 — 和泉寺 — 33・32番 — 若宮橋 — 善光寺 — 30番～20番 — 子育て地藏 — 19番～1番（観音） — 大山寺（昼食） — 遍路道 — 大山町（徳島自動車道側道） — 前谷橋 — 泉谷 — 資料館（解散）

### ■参加対象者

上記コースを歩くことができる健康な方  
※山歩きは中級程度



### ■注意事項

- ①服装は山歩きに適したものを着用ください。  
※赤・オレンジ・黄色などの派手な色を推奨
- ②コースから外れないようにしてください。
- ③歩行中の喫煙は厳禁です。火気に十分注意してください。
- ④環境美化に留意し、ゴミは必ず持ち帰りましょう。
- ⑤健康管理に十分注意し、体調が優れない場合は参加を取りやめてください。  
※傷害保険には加入していますが、傷害保険の範囲内及び応急処置以外の責任は負えません。あらかじめご承知おきください。
- ⑥昼食・行動食・飲料などは各自ご持参ください。
- ⑦自動車は「技の館」駐車場をご利用ください。
- ⑧小学生以下のお子様は必ず保護者の方同伴で、道中も必ず一緒に行動してください。

ご参加希望の方は下記の申込先へご連絡ください。

●お申し込み先● 上板町立歴史民俗資料館 ☎088-694-5688

# 4月のこども食堂開催のお知らせ

4月13日(日)10時~14時に上板なかよしこども食堂を開催します。  
今回の開催場所は、技の館です。(住所：板野郡上板町泉谷字原東32-4)  
こども食堂は、地域のこどもから高齢者まで、だれもが仲良く楽しく  
集い、安心して暮らせる町づくりを目的として活動しています。

食事の他に色々な遊びやゲームも用意しています。

こどもから大人までどなたでも参加できます。どうぞお越しください。

参加をご希望の方は、下記の技の館  
まで電話で事前申込をお願い致します。

こども 無料 大人 300円



●こども食堂申込電話● ☎088-637-6555

## とくしま上板熱中小学校

## 第15期入学生募集中！

色々な人と出会い、刺激を受けながら学べる場を提供する“大人の社会塾”を「上板町技の館」で実施しています。4月19日(土)から第15期がスタートします。

学ぶことの楽しさや、活動を通じて世代を超えた新しい仲間ができます。

8月には、阿波踊りも踊る予定です。皆さん、一緒に楽しみませんか？



他にも多彩な講師陣が  
ラインナップ予定！



### 第15期の講師陣を少しだけご紹介！

山田 淳 先生 / (株)フィールド&マウンテン代表取締役



1979年生まれ。東京大学経済学部卒業。登山家として、2002年世界七大陸最高峰を登頂、世界最年少記録を樹立。その後、マッキンゼーを経て、2010年、「登山人口の増加」と「安全登山の推進」をミッションに株式会社フィールド&マウンテンを起業。2011年、「情熱大陸」出演、東洋経済が選ぶ「新世代リーダー50人」に選出。

蔦 哲一朗 先生 / 映画監督



徳島県三好市池田町出身。祖父は甲子園で一世を風靡した池田高校野球部の元監督・蔦文也。池田高校を卒業後、東京工芸大学で映画を学ぶ。2013年に地元、徳島の祖谷地方を舞台にした「祖谷物語-おくのひと-」をプロデュースし、自ら監督する。全編35mmカラーフィルムで撮影された本作は、東京国際映画祭を皮切りに、トロムソ国際映画祭(ノルウェー)で日本人初となるグランプリを受賞するなど多くの映画祭に出品され話題となる。また、BFI(英国映画協会)が2020年に発表した各年を代表する日本映画において、2013年のベストワン映画に選ばれる。最新作『黒の牛』は2026年全国公開予定。

### ■期間

2025年4月~2025年9月  
毎月、土曜日 13:00~16:00(予定)

### ■場所

上板町技の館 2階  
(上板町泉谷字原東32-4)

### ■授業料

5,000円(材料費別、授業回数約5日開講)

### ■申込方法

☎ 088-637-6555  
FAX 088-637-6554  
Mail:waza@wazanoyakata.com  
ホームページからも入学申込可能です。  
授業日程などの詳細は、  
「とくしま上板熱中小学校」で検索！

# 登録統計調査員を募集中！

## ■統計調査員とは？

統計調査の代表といえば、5年に一度実施される「国勢調査」ですが、その他にも毎年約3、4件の統計調査が実施されています。この統計調査において、調査票の配布・回収などを行っていただく人を「統計調査員」といいます。

統計調査は、自分のペースで仕事を行うことができるため、普段お仕事や子育てをしている人でも無理なく従事できます。

現在、上板町では統計調査員が不足しています。

ぜひ、あなたの力を統計調査にお貸しください！

詳細は上板町ホームページをご覧ください。下記担当までご連絡ください。



● お問い合わせ ● 企画防災課 ☎088-694-6824

## ご存じですか？

## 住宅用消火器



一般住宅で使用しやすいように開発された消火器で以下のような特徴があります。

- ホースが無いものもあり、軽量、女性やお年寄りでも使いやすく、火元を狙いやすい。
- 通常の消火器と違い、カラフルでデザインが豊富。
- 消火薬剤の詰め替えや、消火器内部の点検は不要。(使用期限があるので、定期的な交換は必要)
- 適応火災が絵表示で示されています。

既に住宅用消火器をお持ちの方は点検をお願いします。

### 点検のポイント

- ①安全ピンはついているか。
- ②レバーに変形や傷はないか。
- ③キャップはゆるんでないか。
- ④本体や底部に錆や傷はないか。
- ⑤ホースにひび割れはないか。
- ⑥ゲージのついているものは、圧力を示す針が緑色の範囲内にあるか。



絵表示



種別	火災	救急
令和7年2月 出動件数(件)	1 (1)	101 (220)
前年同月 出動件数(件)	1 (1)	85 (202)

※上段=月計  
( )=累計

### ● お問い合わせ ●

板野西部消防署 ☎088-672-0198

ホームページ: <https://www.itanoseibu-119.org>



『農機リンクス』が農機具を高く買取ります！四国地域なら、無料出張査定！

## 農機具をお売り下さい！

トラクター、コンバイン、田植機、管理機、運搬車、ハンマーナイフモア、計量器、もみすり機、肥料散布機、バインダー、種まき機など

- 1 買取の流れ
- 2 電話orメール
- 3 日程調整
- 4 出張査定
- 5 当日現金買取



トラクター 高価買取します！

- ★ 30馬力台なら 30万円以上
- ★ 20馬力台なら 20万円以上
- ★ 10馬力台なら 10万円以上

※ただし、二輪駆動、ロータリー無し、不具合品は減額になる場合があります。

農機リンクス

まずはお気軽に ☎087-884-6077

住所 香川県東かがわ市伊座 319-1 営業時間 10:00~18:00  
運営会社: 有限会社ターフリンクス 香川県公安委員会許可第 811070001311号

販売情報は YouTube等のSNSで 新着中古農機 更新中 YouTube

